

地域振興課

☎ 932-1438 (ダイヤルイン) ☎ 932-1151 (内線216)

かすや中南部広域
消費生活センターが開設しました

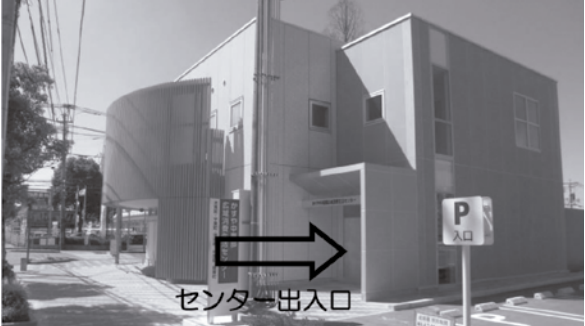
平成27年4月1日に糟屋地区の5町（須恵町、志免町、宇美町、粕屋町、篠栗町）で、消費生活についての相談を受ける「かすや中南部広域消費生活センター」を志免町に開設しました。
皆さんが利用しやすいセンターを目指しますので、お困りの際はぜひご相談いただきますようお願いします。

▶開設日 月曜日～金曜日
(祝日、年末年始は休み)

▶相談時間 10時～12時、13時～15時30分

▶電話番号 936-1594

▶所在地 志免町志免中央一丁目10番10号
志免町地域安全安心センター2階
(県道68号線大の交差点横)



須恵町でも
消費生活出張相談をはじめます

かすや中南部広域消費生活センターの開設に伴い、須恵町でも毎月2回出張相談を行います。専門の相談員が皆さまからの消費生活に関する相談をお受けします。

▶開設日 第2・第4月曜日
(祝日、年末年始は休み)

▶相談時間 10時～12時

▶相談場所 須恵町役場2階会議室
(地域振興課前)

※4月は13日と27日に実施予定です。
※相談中は順番をお待ちいただく場合があります。

健康福祉課

☎ 932-1493 (ダイヤルイン) ☎ 932-1151 (内線123)

人権擁護委員制度をご存じですか

法務大臣から委嘱された人権擁護委員は、地域の皆さんからの人権相談を受け、問題解決のお手伝いをしたり、法務局職員と協力して人権侵害による被害者の速やかな救済や、地域の皆さんに人権の関心を持っていただけるような啓発活動を行っています。
人権擁護委員は、家庭内の悩みごとや隣近所とのトラブル、いじめや差別などの相談に応じています。相談は無料で、秘密は固く守られますので、お気軽にご相談ください。

健康福祉課

☎ 932-1493 (ダイヤルイン) ☎ 932-1151 (内線121)

食生活改善推進教室生募集

食生活改善推進教室は、栄養・衛生・運動そして調理実習を取り入れた教室です。教室を修了した人には、須恵町が食生活改善推進員に委嘱して、ボランティアで地域の皆さんの健康づくりに協力していただいています。現在は、170人の推進員（ヘルスメイト）が活動しています。

▶開催日 6月18日(木)開講式
7月～毎月第3木曜日

▶時間 10時～14時

▶場所 保健センター 2階

▶対象者 町内在住者20人

▶受講料 無料

▶申込み締切り 5月22日(金)

▶その他 託児数に限りがあり、申込み多数の場合は、ご相談させていただきます。

健康福祉課

☎ 932-1493 (ダイヤルイン) ☎ 932-1151 (内線126・127)

福祉タクシー利用券の申請について

平成27年4月1日以降有効の福祉タクシー利用券の交付を行なっています。下記の障がいにより該当される人が交付対象となります。

▶対象者 須恵町にお住まいで（病院や施設入所者を除く）次のいずれかに該当する人
・身体障害者手帳の交付を受け、等級が1級および2級の人
・療育手帳交付を受け、A判定の人
・精神障害者福祉手帳の交付を受けている人
・福岡県の特典疾患医療受給者証の交付を受けている人

▶助成額 小型タクシーの初乗運賃額
(年間60枚)

▶申請に必要なもの
・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者福祉手帳、特定疾患医療受給者証のいずれか
・印鑑
・旧福祉タクシー利用券（更新の人のみ）

▶注意事項
・対象者（本人）以外での利用はできません。
・施設入所、病院への入院、須恵町から転出された際は届け出のうえ利用券を返還してください。

社会教育課

☎ 934-0030

まなビックに参加しませんか？須恵町生涯学習講座のご案内

「趣味・教養」、「スポーツ・健康」、「親子・子ども」、「パソコン」、「短期講座」の5分野で、楽しく学び、一生使える講座（全28講座）が今年も開講します。
講座の詳しい内容は、折込チラシをご覧ください。社会教育課にお問い合わせください。

▶申込期間 5月12日(火)・13日(水)・14日(木) 9時～19時

▶申込場所 アザレアホール須恵窓口

▶申込方法 申込期間中、アザレアホール須恵窓口にて申込書を用意しています。負担金を添えてお申し込みください。

※電話での受け付けは行いません。
※各講座、定員になり次第締め切ります。定員に満たない講座は、期間終了後もお申し込みできます。

健康福祉課

☎ 932-1493 (ダイヤルイン) ☎ 932-1151 (内線126・127)

軽度・中等度難聴児補聴器
購入費助成事業が始まりました！

身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度難聴児に対し言語の習得、教育などにおける健全な発達を支援するために、補聴器の購入費用を一部助成する事業を始めます。

▶対象者（児童）
・須恵町に住所を有し、住民基本台帳に記録されていること。
・18歳未満の児童であること。（18歳のお誕生日後、最初に迎える3月31日まで）
・両耳の聴力レベルが原則として30デシベル以上70デシベル未満で、身体障害者手帳の交付対象とならないこと。
・対象児童と同じ世帯に町民税の所得割額が46万円以上の人がいないこと。
以上の全ての要件を満たす人が対象となります。

▶助成額 補聴器購入費基準額の範囲内で3分の2に相当する額。

▶申請に必要なもの
・印鑑 ・交付申請書 ・指定医師の意見書
・補聴器購入費見積書
・補聴器の仕様がわかるカタログなど
※購入前の申請が必要です。ご不明な点は、役場健康福祉課にお問い合わせください。